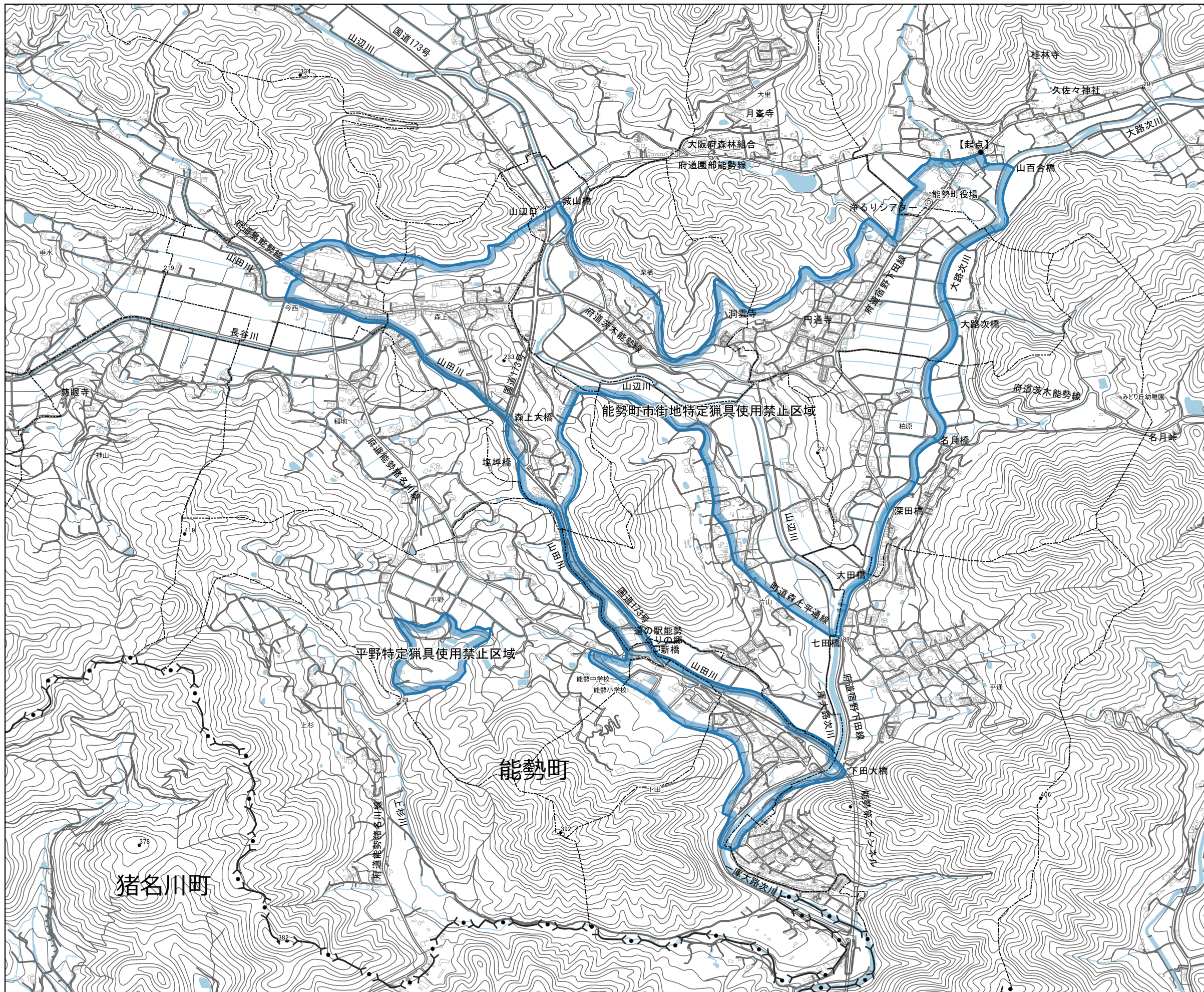


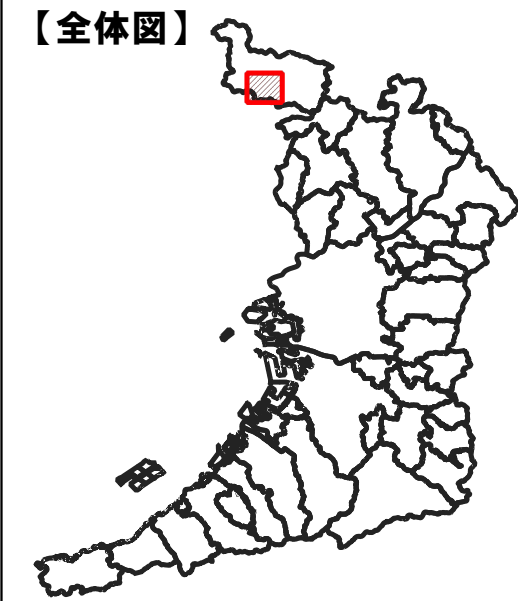
05 能勢町市街地特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

府道園部能勢線と下宿野剣尾山線との交差点を起点とし、町道宿野2号線を南東に進み、山百合橋を渡り一庫大路次川左岸を南下、七田橋を渡り町道森上平通線を北西に進み、国道173号線に至る手前約200メートルを西南へ谷沿いに進み、国道173号線沿いの地目界(山林と道路の境界)を南進、新橋より山田川左岸を通り下田大橋を横切り府道宿野下田線沿いに一庫大路次川を約600メートル南下し、町道下田宮谷線を横切り地目界(山林と田畑の境界)を北進、能勢町立能勢小学校、能勢町立能勢中学校を北西に進み、町道平野線を横切り山田川右岸沿いに北西に進み、塩坪橋より国道173号線を北進、森上大橋より山田川右岸を北西進、町道今西稲地線を通り府道鳥能勢線を約50メートル北西に進み、地目界(山林と田畑の境界)を東進、町道森上塩栗栖線に至り、更に地目界(山林と田畑の境界)を通り、国道173号線山辺口交差点に至り、城山橋より山田川左岸を南進、地目界(山林と田畑の境界)を府道鳥能勢線に平行して進み、更に府道宿野下田線に平行して地目界(山林と田畑の境界)を北東に進み、町道大里2号線を横切り、町道宿野砂原線を通り、府道園部能勢線を通り起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。